

議員発案第1号

原子力発電所の安全確保とエネルギー政策に対する意見書（案）

上記の議案を別紙のとおり議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年（2021年）4月27日

提出者	柏崎市議会議員	柄 沢	均	⑩
賛成者	同	若 井	恵 子	⑩
同	同	布 施	学	⑩
同	同	重 野	正 毅	⑩
同	同	相 澤	宗 一	⑩
同	同	三 宮	直 人	⑩
同	同	佐 藤	和 典	⑩
同	同	近 藤	由香里	⑩
同	同	田 邊	優 香	⑩
同	同	白 川	正 志	⑩
同	同	山 本	博 文	⑩
同	同	星 野	正 仁	⑩
同	同	阿 部	基	⑩
同	同	春 川	敏 浩	⑩
同	同	村 田	幸多朗	⑩
同	同	上 森	茜	⑩
同	同	斎 木	裕 司	⑩

柏崎市議会議長 真 貝 維 義 様

## 原子力発電所の安全確保とエネルギー政策に対する意見書（案）

私たち柏崎市議会は、50年余りにわたり原子力政策、原子力発電所と関わり、国のエネルギー安全保障、エネルギー政策の一翼を担い、国の経済を支え、国民生活を支えてきた。

今、世界の共通課題は、地球気候変動、地球温暖化防止対策及び脱炭素社会の構築である。政府は、昨年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言した。再生可能エネルギーの利活用はこれまで以上に積極的に取り組むべきであるが、現在のエネルギー状況を見ると、日本においては、再生可能エネルギーが安定的・経済的なエネルギー源として確立していない。国は原子力発電所の稼働を認めているのであれば、その安全性に責任を持ち、立地地域住民や国民に原子力の必要性を説明し、理解を求めるべきである。

また、原子力規制委員会は、国家行政組織法第3条で規定された独立機関である。原子力規制委員会は、国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）の提言・勧告を速やかに実施するとともに、「科学的根拠に基づく公平な審査」を合理的・効率的に実施し、安全審査の経緯、結果を立地地域住民や国民に説明するべきである。

私たちは、日本のエネルギー政策において、原子力発電の価値、意義を認めるものである。しかしながら、東京電力ホールディングス株式会社のIDカードの不正使用、核防護設備の一部機能喪失等の不祥事は、立地地域のみならず社会的信用を失墜させるものであり、極めて遺憾である。この核物質防護に関わる不祥事において、原子力規制委員会と原子力規制庁との間で、意思疎通、連携が欠けていたことは、遺憾である。今回の核防護設備の一部機能喪失に関わる核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の2第2項に基づく行政処分は、同法第43条の3の6第1項第3号で求められている「技術的能力」の有無が問われるような深刻な事態である。国及び関係省庁・規制機関は、原子力発電所の立地地域住民や国民の不安に真摯に向き合い、早急にそれぞれの責任において原子力安全確保、原子力安全文化の構築を実現するよう下記の事項を強く要望する。

### 記

- 1 国は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、次期エネルギー基本計画に原子力の利活用を明記すること。
- 2 国は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害に対する対策の強

化を図るとともに、実効性ある避難計画を実現させるために財源措置をすること。

- 3 国は、バックエンド対策、核燃料サイクル帰結への意思を明確に示し、将来の具体的な方向性と展望を明確にすること。
- 4 原子力規制委員会、原子力規制庁及び原子力事業者は、原子力安全確保、原子力安全文化の構築のために、互いにスパイラルアップできる対等な関係を構築すること。
- 5 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、バックフィット制度の法的根拠を明確にし、コストベネフィット分析及びリスクベネフィット分析に基づく安全目標を設定すること。特に、テロ対策施設等は、国のテロ対策機関と十分に協議し、バックフィット制度を適用すること。
- 6 原子力規制委員会及び原子力規制庁は、総合規制評価サービス（IRRS）の提言・勧告を速やかに取り入れ、安全審査の経緯や結果について、立地地域住民や国民に対し、分かりやすく説明するとともに、理解促進に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年（2021年）4月27日

柏崎市議会

理由

原子力政策、原子力発電における国の責任を明確にするとともに、原子力規制機関及び原子力事業者による原子力安全確保、原子力安全文化の構築を実現するため